

# 新しい総合計画策定の基本方針

『(仮称)千歳市第6期総合計画』

平成20年7月

千 歳 市

(担当：企画部企画課)

# 目 次

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の意義	1
3	総合計画策定の考え方	1
4	計画の構成と期間	2
5	計画の策定手法・体制	4
6	策定スケジュール	7

## 1 総合計画策定の趣旨

千歳市は、平成 12 年に基本構想の議決を得、平成 13 年度から平成 22 年度を計画期間とする「千歳市新長期総合計画」を策定し、「ひと・まち きらり 地球の笑顔が見えるまち 千歳」を本市の将来都市像として掲げ、その実現に向けまちづくりを進めてきました。

近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えております。

そのような中、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指して、平成 23 年度以降における千歳市の新たな将来都市像を明らかにし、長期的視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画を策定するものです。

## 2 総合計画の意義

総合計画とは基本構想、基本計画などを包含する総称であり、地方自治法第 2 条第 4 項では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定しています。

### (1) まちづくりの最上位計画

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、行政内部はもとより、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画と位置付けます。

したがって、各種個別計画の策定に当たっては、その方向性や施策について総合計画との整合性を図ることが必要となります。

### (2) 総合的、計画的行政運営の指針

総合計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とするものであり、長期展望に立った総合的、計画的な行政運営の指針と位置付けます。

### (3) 市民・民間活動の指針

総合計画は、行政運営のみならず、市民や団体などの民間活動の指針として重要視されており、市民によるまちづくりの参画方法や活動方向を明らかにしていきます。

### (4) 国・北海道などに本市のまちづくりの方向性を示す計画

総合計画は、本市のまちづくりの意志を表現する媒体であり、地方自治の精神からも国・北海道などの施策にも影響を与える計画となります。

特に近年は地方分権の進展と共に、個々の市町村の主体性や独自性が問われており、国・北海道などの計画と整合性を図りつつも、本市の特性を活かしたまちづくりの方向性を明らかにしていきます。

## 3 総合計画策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には時代の変化や新たな課題に柔

軟かつ適切に対応することが求められています。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政がまちづくりの目標を共有することが大切であり、適切な財政状況を見通し、実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 自主・自立のまちづくりを目指す計画

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、また、環境問題の深刻化による循環型社会への転換などは、地域社会に大きな影響を及ぼすものであり、これまで行ってきた制度や社会資本整備、行政サービスの提供のあり方を見直すと共に、選択と集中による都市経営が求められています。

このため、本市のまちの特性を活かし、持続的な発展を図り、質的豊かさを実現する自主・自立のまちづくりを目指す計画とします。

(2) 目標を明示し成果の分かる計画

市民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、新しい総合計画に掲げるまちづくりの目標を市民にできるだけ分かりやすく示すと共に、その計画の成果を把握できることが必要です。

このため、総合計画に掲げる施策は目標を明示すると共に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

(3) 行政評価や財政状況と連動する計画

限られた経営資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、事業の効果等について評価し、効果的・効率的に事業を進めていくことが必要です。

このため、これまで取り組んでいる行政評価や中期財政収支見通し等の財政状況との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

(4) 社会経済情勢等の変化に対応した施策展開を図る計画

自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながら進めていくことが重要になることから、こうした情勢の変化を踏まえて適切に施策の展開を図る計画とします。

## 4 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、千歳市を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標と、それに向けた政策展開について基本的な考え方を示します。

構想の目標年次は平成 32 年度（10 年後）とします。

【構成要素】

- ・ 地域を取り巻く社会動向
- ・ 地域の概況
- ・ まちづくりの今後の課題

- ・ 将来都市像
- ・ まちづくりの目標
- ・ 政策展開の基本的な考え方
- ・ 主要指標（人口、世帯数、経済指標など）

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を実現するための基本的施策等を示します。

計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、中間年において進捗状況等の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

【構成要素】

- ・ 施策展開における現状と課題
- ・ 施策の基本方向（基本方針）
- ・ 施策の体系
- ・ 主要施策
- ・ 施策の目標と成果指標

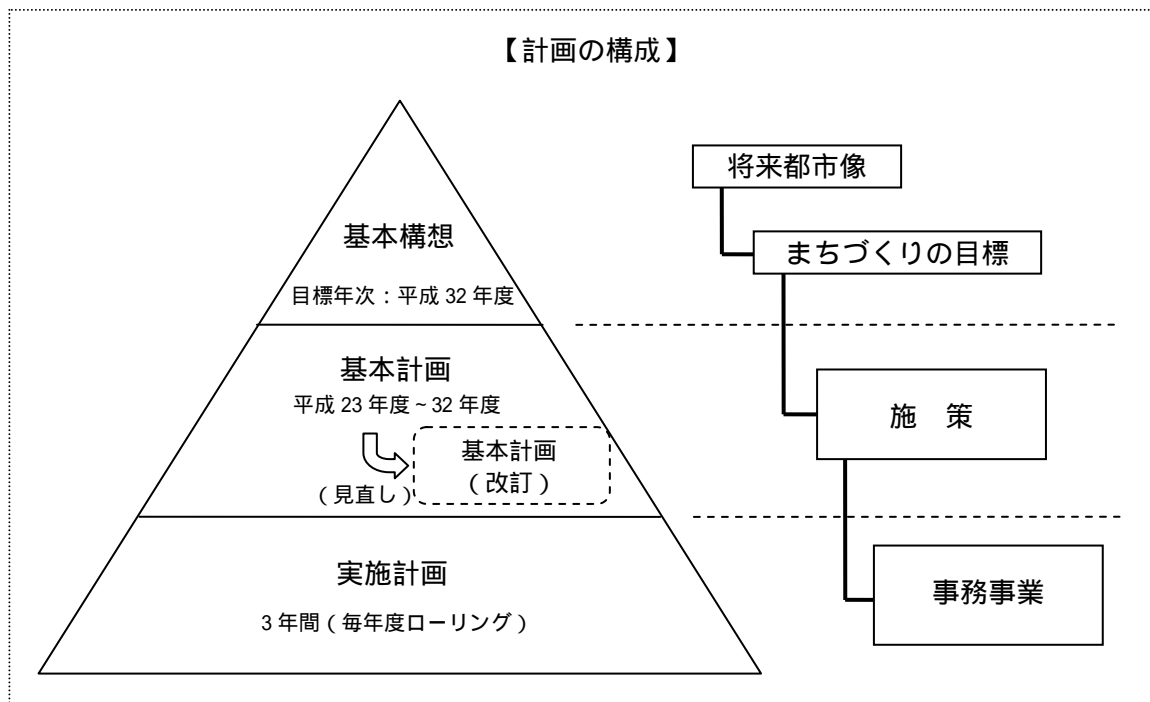
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された基本的施策を具現化するために必要な事業等を示します。

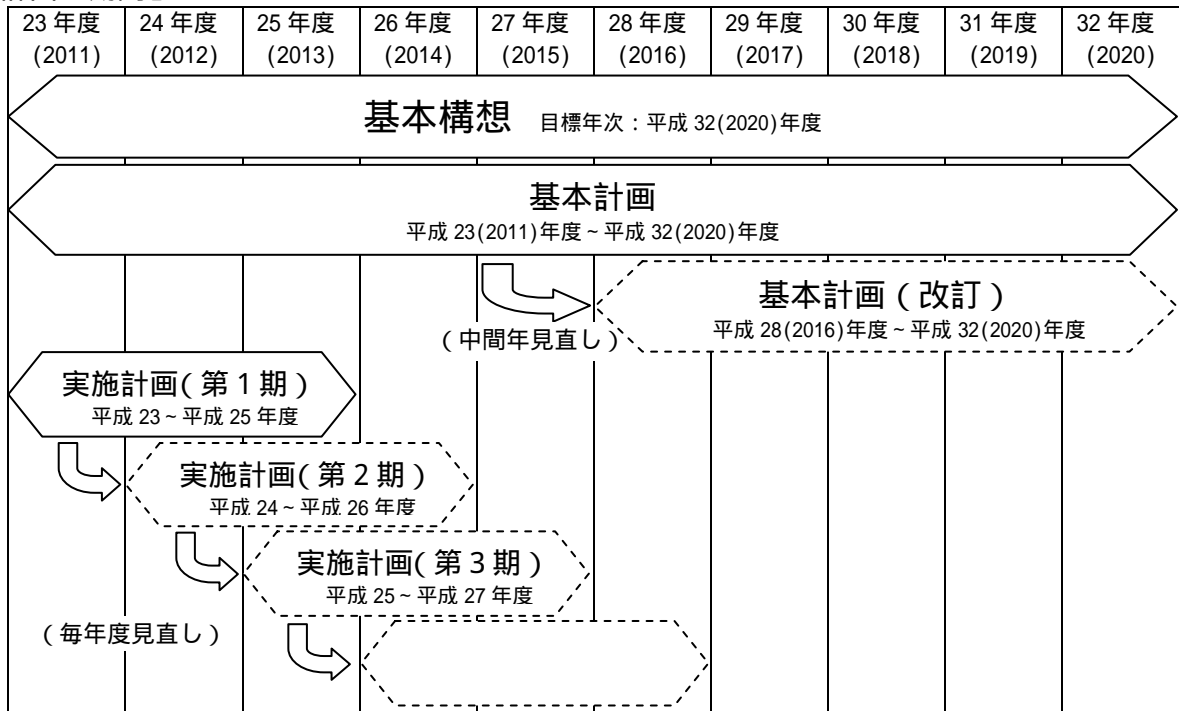
計画の期間は 3 年間とし、事業の評価結果や財政状況等を踏まえ毎年ローリングにより策定します。

【構成要素】

- ・ 施策を具現化するための事業の概要
- ・ 事業実施年度
- ・ 年度別事業費内訳



【計画の期間】



5 計画の策定手法・体制

市民とまちづくりに係わる目標を共有し協働で進める計画とするため、計画の策定においては、幅広く市民参加の機会を確保し、市民とともに策定に取り組みます。

(1) 庁内策定体制

計画の策定にあたっては、職員の意識統一と幅広い参加が不可欠であり、長期的・継続的な策定事務を円滑に推進するため、庁内に総合計画策定会議を設置し、策定作業を進めます。

(2) 市民参加による策定

計画の策定にあたっては、市民自らが創造し、実践する能動的な市民参加が重要です。このことから、市民を委員とする都市経営会議において、市民の手による目標づくりに取り組み、市長に対して提言をします。

都市経営会議とは  
『市民主体、市民協働の都市経営』の確立に向け、本市の課題の発見及び構想立案の段階から市民の意見を反映させるため設置する私的諮問機関です。  
委員は、原則として公募又は団体等の推薦により選任します。  
市長が検討を依頼する事項について、委員が主体的に討議し、その結果を市長に提言します。

(3) 多様な手法による市民意見の把握

市民と共有し協働する計画の策定を進めるため、多様な手法を活用し市民への情報提供を行い、また幅広く市民からの意見把握に努めます。

(主な市民意見把握手法)

- ・ アンケート調査  
市民や団体等に対して郵送等による書面のアンケート調査を実施し、意見の把握に努めます。
- ・ パブリックコメント(意見公募)の実施  
計画案等の趣旨・内容等を公表し、市民等からの意見や情報等を求め、提出された意見等を考慮して計画案を策定していきます。
- ・ ホームページや広報誌による市民への情報提供  
市のホームページや広報誌等を活用し、随時、情報を提供していきます。
- ・ まちづくりフォーラムの開催  
本市のまちづくりをテーマにフォーラムを開催し、市民との情報交換や意見の把握に努めます。
- ・ 市長への手紙  
これまでも実施している「市長への手紙」において、随時、市政への提案や意見等の把握に努めます。
- ・ まちづくり作文の募集  
市内の小中学校に協力を頂き、子どもたちが考える「千歳の未来、夢、希望」をテーマとする作文を募集します。

など

(4) 総合計画審議会への諮問

総合計画の策定にあたっては、千歳市総合計画審議会条例の規定に基づき設置する総合計画審議会に諮問し、調査審議を行います。

総合計画審議会とは

千歳市総合計画審議会条例の規定に基づき設置する附属機関です。  
市長の諮問に応じて、市の総合計画の策定について調査審議することを目的とします。  
審議会の構成は、35名以内の委員です。  
委員は、有識者や関係機関の職員等のうちから、市長が委嘱又は任命します。

(5) 市議会における審議

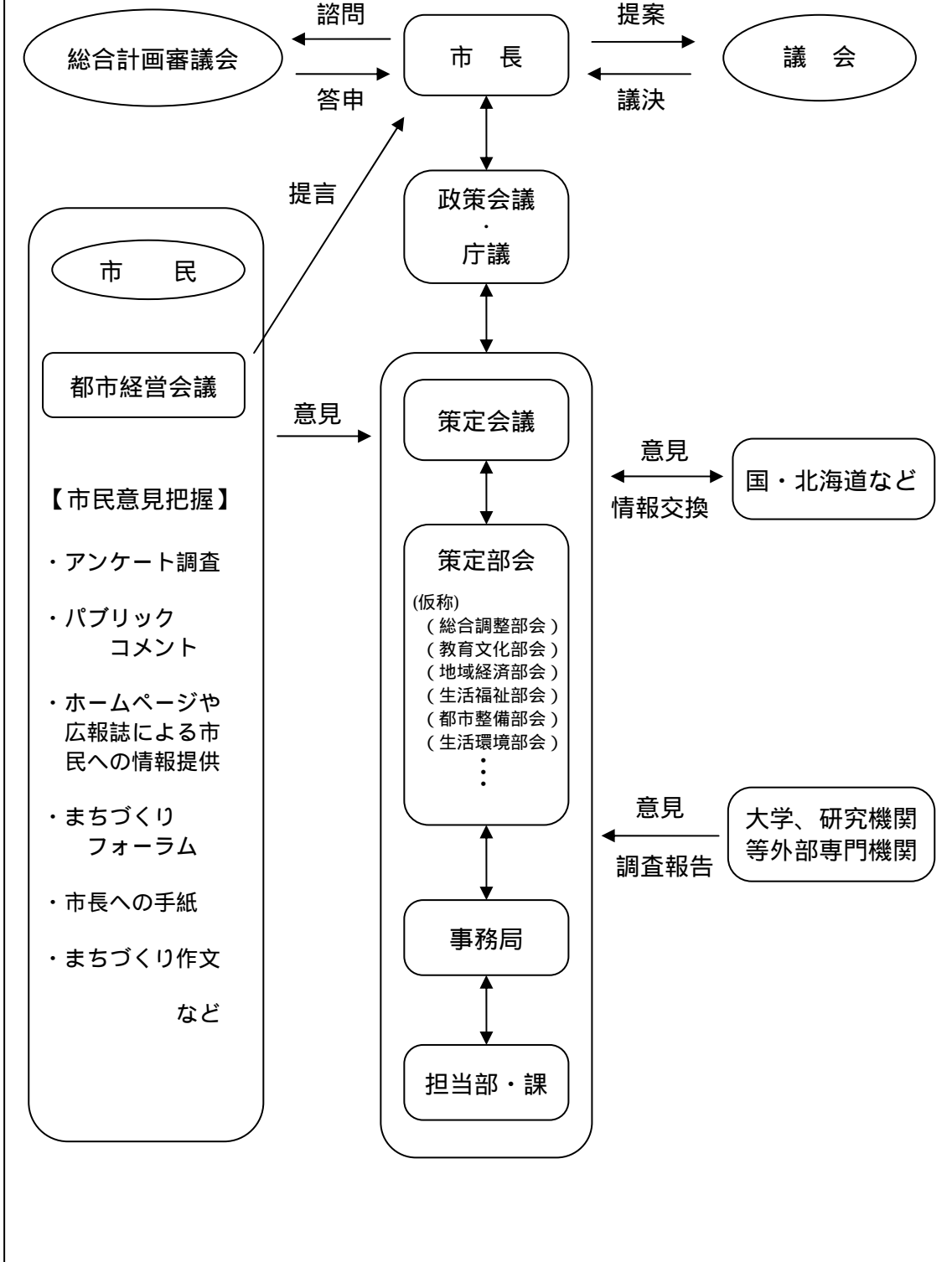
総合計画における基本構想は議会の議決を経るものとされています。

総合計画の策定状況については、適宜、議会へ報告を行うとともに、総合計画審議会の調査審議を経て策定した基本構想案を議会に提案し、審議されます。

(6) 専門機関の活用

総合計画の策定に際して実施するアンケート調査の集計・分析や策定作業の一部については、効果的・効率的な作業を進めるため、研究機関などの外部専門機関を活用することとします。

# 総合計画策定体制図

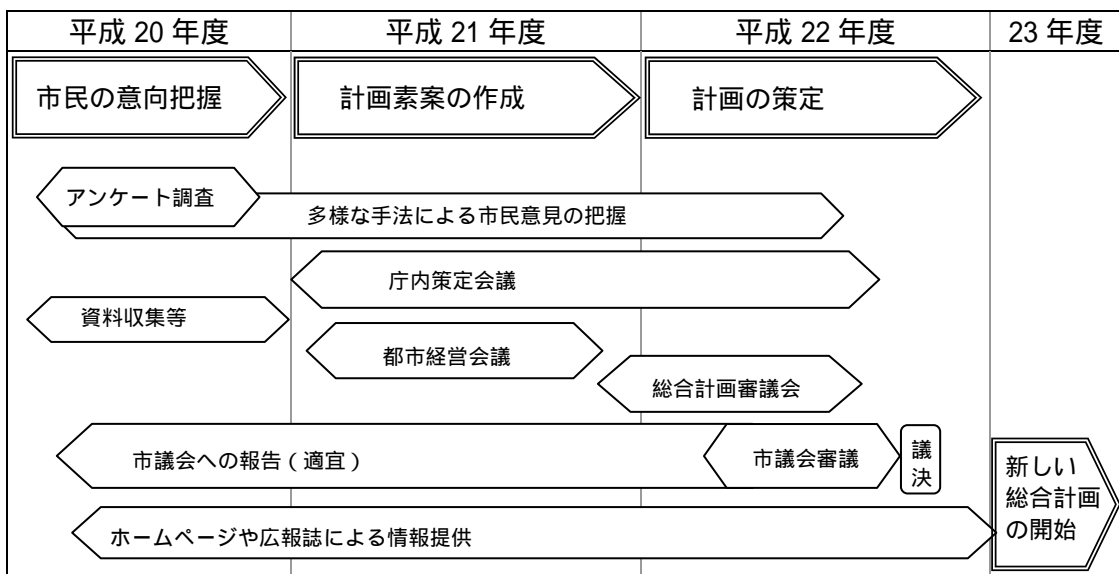




## 6 策定スケジュール

各年度における策定作業は概ね次のとおりとします。

年度	策定作業内容
平成 20 年度	各種資料・情報収集 アンケート調査 市長への手紙 まちづくり作文（募集・まとめ・表彰） 施策における現状と課題の整理・分析 ホームページや広報誌による情報提供
平成 21 年度	都市経営会議（現状と課題の把握、検討議論、提言） 総合計画審議会（現状と課題の把握） 庁内策定会議（現状と課題の把握、基本構想・計画素案の策定） まちづくりフォーラム開催 パブリックコメント ホームページや広報誌による情報提供
平成 22 年度	総合計画審議会（諮問、審議、答申） 市議会（提案・審議・議決） 庁内策定会議 （審議会・議会との意見調整） （基本構想・計画案の策定・修正） パブリックコメント 実施計画策定 ホームページや広報誌による情報提供 普及啓発活動
平成 23 年度	新しい総合計画のスタート（予定）



図による表示はイメージです。時期については変更となる場合があります。